

## 全国商工会議所青年部連合会役員候補者選出規程 について

現在の会長候補者選出の実態は、日本YEG執行部経験が無くても全国大会 大会会長を務め、順を辿れば日本YEG会長に就任するという、大きく役割の違う2つの大役をイコールと位置付けている。日本YEGの会長職に就く為の準備や経験を経る事こそ、これからのリーダーになる為には非常に重要な条件であると考え「役員候補者選出規程」の改正を行うこととする。

## 全国商工会議所青年部連合会役員候補者選出規程（平成15年2月8日改正）

（現行）

6. 会長候補者は、本会副会長経験者とし、全国大会を主管した連合会に所属する青年部から選出する。

上記を以下のように追記する

（追記）

6. 会長候補者は、本会委員長もしくは専務理事の経験を経た副会長とする。
7. 会長候補者は全国大会を主管した連合会に所属する青年部から選出する。  
但し、候補者に不測の事態が生じ、職務を全う出来ない場合には、本会委員長ならびに専務理事の経歴の有無については、候補者が所属する連合会と本会との十分協議のうえ決定するものとする。

（改正理由）

現在の規程 第6項では、会長候補者は本会副会長経験者と記されている。規程 第5項では、副会長は、本会理事経験者とし、委員長、ブロック代表理事経験者が望ましいとあるが筆頭副会長に限っては上記条文の一部が適用されていないのが現状であります。ご承知の通り、日本YEG会長は全国大会 大会会長を経て次年度筆頭副会長、次次年度会長職に就きます。ここで重要視されるのが第5項の条文が示すよう「委員長、ブロック代表理事経験者が望ましい」という言葉です。副会長職に就くにあたりなぜ委員長、ブロック代表理事経験者が望ましいかと言うと、日本YEG活動ならびに会務にも精通している点、日本YEG内外の事情にも精通している点が挙げられます。そして、その重責を経験したからこそ会の運営、強いては執行部の人選等においても手腕を発揮し、より良い組織作りが可能となります。

本改正にあたり「会長候補者は、本会委員長もしくは専務理事の経験を経た副会長経

験者」とした最大の理由は上記で述べたよう、より良い組織作りのためであります。

全国403単会、会員数約28,000名を有する連合組織の会長職は決して容易なものではありません。会長職に就くための準備や経験を経る事こそ、これからのリーダーになるためには非常に重要であり必要不可欠な条件であると考えます。

過去を否定するものではなく今のやり方でも特に困ってないにせよ、もっと良くなる可能性があるのであれば、それを目指すのがYEGであります。

(その他)

7項を追記するにあたり、現行の7項以降を繰り下げ番号にする。

附則. 上記改正案を平成29年4月1日から実施する。

(資料3-1)

## 全国商工会議所青年部連合会役員候補者選出規程

平成 3 年 2 月 7 日制定

平成 6 年 1 1 月 2 5 日改正

平成 1 0 年 2 月 1 0 日改正

平成 1 3 年 2 月 9 日改正

平成 1 5 年 2 月 8 日改正

全国商工会議所青年部連合会（以下、本会）役員候補者の選出に当たっては下記事項に留意し、ブロック別会長会議において決定のうえ、別添様式による経歴書を添えて本会に推薦するものとする。

### 記

1. 本会会員である各単会の正会員を原則とする。
2. 役員候補者は、都道府県商工会議所青年部連合会（以下、連合会）と本会との連携及び連絡を円滑に執り行い、かつ本会役員会における協議及び議決が全国各地区の総意として有効なものとなるよう、原則各連合会の会長を本会役員候補者とする。  
但し、連合会会長が止むを得ない事情により本会役員候補者に就けない場合においては、連合会会長ならびに連合会から信任を得て責務を全うできる者、また連合会内において重責を担う立場にある者を選任しなければならない。
3. 委員長候補者は理事候補者の中から会長が指名する。ただし、副会長およびブロック代表理事を兼務しない。
4. ブロック代表理事の選出方法については各ブロックに一任する。ただし、ブロック代表理事は、副会長、委員長を兼務しない。
5. 副会長および専務理事候補者は、本会理事経験者とし、委員長、ブロック代表理事経験者が望ましい。
6. 会長候補者は、本会委員長もしくは専務理事の経験を経た副会長とする
7. 会長候補者は、本会副会長経験者とし、全国大会を主管した連合会に所属する青年部から選出する。
8. 役員候補者は、役員会等出席要請がある会合に全出席が可能なものとする。
9. 監事候補者は、本会理事経験者が望ましい。
10. 役員候補者は、各都道府県から 1 名ずつ選出するものとする。ただし、会長、副会長、専務理事、ブロック代表理事、委員長、監事の候補者については、別枠として選出することができるものとする。